

委員会提出議案第1号

生駒市立病院の基本設計の調査委託について

このことについて、地方自治法第109条第7項及び生駒市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

平成23年6月23日

提出者 市民福祉委員会委員長 伊 木 まり子

生駒市立病院の基本設計の調査委託について

生駒市議会は、地方自治法第100条の2の規定により、下記のとおり調査を委託する。

記

1 調査事項

- (1) 現在の生駒市立病院の基本設計の進め方と内容について(一般的な病院設計の進め方、及び、近年の同種・同規模の病院設計の考え方との差異等)
- (2) 病院設計あるいは病院設計業務の進め方に関する参考事例について
- (3) 生駒市立病院の実施設計に際しての改善策について

2 調査期間

委託契約の日から平成23年7月15日まで

3 調査させる者

中野 明

(帝塚山大学現代生活学部居住空間デザイン学科教授、工学博士、一級建築士)

4 調査報告

調査終了後、速やかに生駒市議会に調査報告書を提出するとともに、市民福祉委員会で調査報告書に基づく報告を行うこと